

議員提出議案第9号

産後ケア体制の確立及び充実強化を求める意見書

子育てに関する支援は、これまで国や地方自治体の取組により、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきましたが、現在、大きな課題として議論されているのが、妊娠中から出産後までの持続的かつ包括的なケア・サポートです。

出産した女性の心身には多大な負担が生じ、特に、出産直後の1か月間は身体的な負担に加え、急激なホルモンバランスの変化により精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養と周囲の人たちからのサポートが必要となります。

近年、女性の晩婚化に伴い、出産年齢は年々高くなっています。そのため、出産する女性の親も高齢となり、出産後、親に手助けを求めることができない状況も多々あります。また、核家族化が進み、地域とのつながりも希薄化している中で、不安や孤立感を抱えたまま、母親としての育児を始めなければならないケースも増えています。

母と子、互いに愛着が醸成されていく過程において、出産直後の1か月間は、特に大切な時期であり、さらに、産後早期における良好な親子関係の形成が、虐待や育児放棄等のリスク低減の役割も果たすといわれています。したがって、産後の女性に対する精神的、身体的なケア・サポートは、常に欠かせないものとなっています。

国は、平成26年度から、産前・産後の女性の心身をケア・サポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を開始しましたが、特に「産後ケアの強化」は喫緊の課題であり、早急にその体制を確立する必要があります。

よって、国においては、産後ケア体制の確立及び充実強化を図るため、以下の事項に取り組むことを強く求めます。

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。さらに、当該事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体において、産前・産後の支援、特に産後ケアが適切に提供できる体制を確立すること。
 - 2 上記事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアを受けられないことがないように、利用者負担の軽減策を併せて実施すること。
 - 3 産後の女性が十分に休養し、安心して育児ができる環境を整えるため、配偶者の育児休業等の取得促進を始め、様々な支援の充実強化に資する取組を進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年10月17日提出

提出者	さいたま市議会議員	中山	欽哉
	同	高野	秀樹
	同	高橋	勝頼
	同	山崎	章
	同	添野	ふみ子
賛成者	さいたま市議会議員	桶本	大輔
	同	高柳	俊哉
	同	小森谷	優
	同	加川	義光
	同	土井	裕之